

模擬授業及び協議

仏の銀蔵

昔々の話です。銀蔵という高利貸しがありました。銀蔵は、生活に苦しむ農民や職人たちに金を貸しては高い利子をつけてもっていました。

毎日、銀蔵は借金をした人の家を回っては、貸した金を取り立てていました。その取り立ては厳しく、借金の証文綴りを前にして、

「さあ、払え。今すぐ払え。」

と、小太りの体をゆすって大きな聲を出すのです。そんな銀蔵を人々は恐れ、「鬼の銀蔵」と呼んでいました。

ある日のこと、銀蔵は、取り立ての途中、茶屋に寄り、店先の床几に腰を下ろし、抹茶をすすりながら好物の団子を食べていました。銀蔵は、時々懐に手を入れては取り立てた金の重みを確認して、ニタニタとしていました。その時、突然、一羽のカラスが、バタバタと舞い降りてきて銀蔵の団子の一つをひよいといばみ、さっと飛び去っていきました。



「あっ。」

銀蔵は慌てて手を伸ばしました。なんと、団子の皿の横に置いてあった証文の綴りがカラスの足に絡まり、あっという間にカラスと一緒に空に消えてしまったのです。

「あれがなくては、取り立てができない。」

銀蔵は、すぐに証文綴りを探して走り回りましたが見つかりませんでした。

その出来事はあつという間に人々に伝わりました。

数日後、銀蔵がいつものように貸した金の取り立てにまわると、

「さて、銀蔵さん、私はいくらお借りしましたかな。」

「銀蔵さん、この前お返ししたじゃありませんか。」

「いつもの証文を見せてください。」

などと、人々は言うのでした。あまりにも多くの人にお金を貸していたので、さすがの銀蔵もそれぞれいくら貸したのか、正確には覚えておりません。それに証文がなければ、借金の証拠がないから取り立てはできません。

「くそっ、カラスめ。」

銀蔵はカラスを憎み、証文綴りを必死になつて探すのでした。しかし、どこを探しても証文綴りは見つかりませんでした。カラスのおかげで、銀蔵の厳しい取り立てから逃れられるのですから、借金をした人々は、ほっとしました。

「カラス様々ですな。」

「あのカラス様は神様の使いだ。」

「カラス大権現様。」

と人々は、カラスをたたき喜びました。

取り立てできなくなり、がつくりしている銀蔵のところに、不思議な手紙が届きました。

（証文綴りが欲しければ、十五日亥の刻に、金理寺地藏堂の賽銭箱に二十両入れ、地藏堂の鈴を鳴らすこと）と、書いてあります。

銀蔵は、

「くそ二十両か、だが、証文綴りが戻ってくれば、また取り立てができる。借金をとほけたやつら、今に見ていろ。」

と、金貸して貯めた二十両を賽銭箱に入れることを決めました。証文綴りが戻らぬと思った銀蔵は、

「今日は証文はないが、今度証文を持って来るから、その時までに残りの借金をそろえておけ。びた一文まけないからな。」

と、人々にいつも以上に厳しい態度を取るようになりました。慌てたのは金を借りていた人々です。人々は証文綴りが銀蔵に戻らないよう折るのです。

銀蔵は手紙の通りに、二十両を賽銭箱に入れ、鈴を鳴らしました。すると、上から紙切れが落ちてきて、その紙切れには「地藏堂の裏に証文綴りあり」と書いてありました。銀蔵はすぐに地藏堂の裏に走って行き、証文綴りを探しましたが、それらしきものは見あたりません。

「やられた。」

叫んだ銀蔵は、へたへたと塵り込みました。はっと気が付いた銀蔵は一目散に賽銭箱にとびつき、二十両を取り出そうとしたが、取り出すことはできませんでした。

すぐに銀蔵は寺の住職を起し、二十両を返せと訴えました。住職が賽銭箱を開けると、銀蔵が入れたと思われる二十両がありました。住職は、**敬**かに言いました。

「確かに二十両入っています。でも、銀蔵さんが入れたという証拠がないので、返すわけにはいきません。誰か銀蔵さんが入れたのを証言できますか。」

と銀蔵に尋ねました。もちろん、そんなものはいません。住職は、それなら銀蔵に金を返すわけにはいけません。賽銭として、寺の普請（建築工事）に使わせてもらうと言いました。

「これは確かに俺の金だ。返せ、泥棒坊主。」

と銀蔵が言うと、

「僧を泥棒呼ばわりし、賽銭を脅し取るうというのか。この罰あたりぬが。」

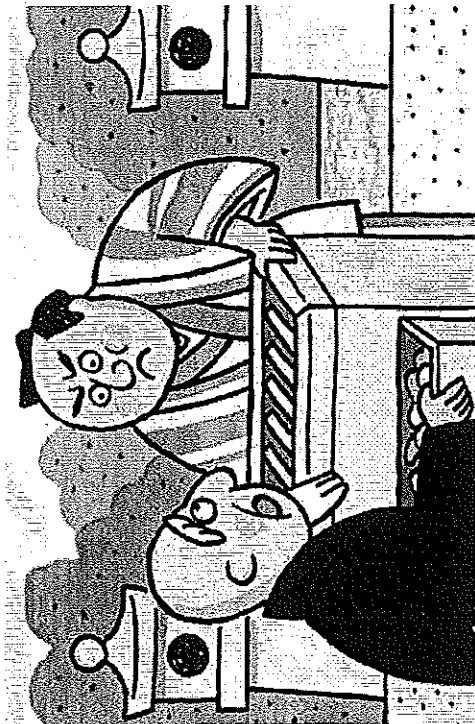
と住職は言い返しました。さすがに銀蔵は何も言えず、がつくりと肩を落とすのでした。このことが噂になると、人々は今度は、

「地藏様の罰があつたのだ。」

「さすがお地藏さん、南無地藏大菩薩。」

と話し始めました。

銀蔵は、金貸して稼いだ二十両も失い、人に貸す金もなくなりました。威勢のいい銀蔵の声は聞こえなくなりました。銀蔵の生活は苦しくなり、とうとう銀蔵



は、食べるものを求めて農民たちの家をまわりはじめました。さすがに人々は哀れに思い、銀蔵に米や野菜を分けてやるようになりました。

しばらくしてからのことです。あれほど銀蔵を恐れ、憎んだ人々でしたが、不思議なことに、証文綴りが無いのに、

「このくらいの借金があつた。」

「このくらいなら返せる。」

と、銀蔵に借りた金を返す者が現れてきました。銀蔵は、いくら証文綴りを突き付けても借金を払わなかった人々が、一人また一人と借金を返し始めたことを不思議に思いました。銀蔵は、思い切つて尋ねました。

「証文もないのに、なぜ借金を返うんだ。」

すると、人々は、

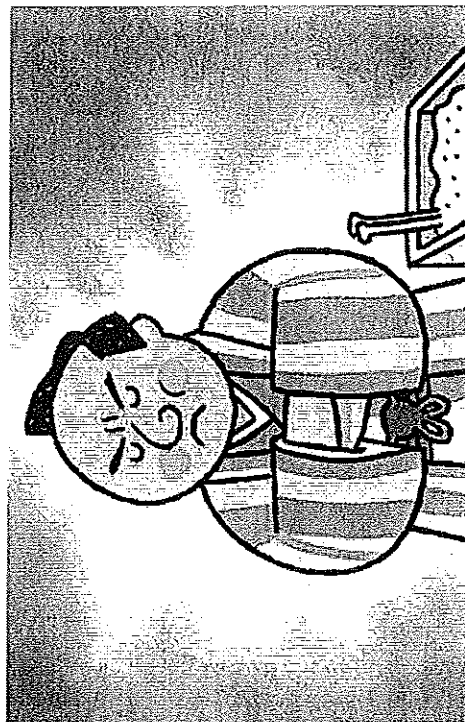
「貧しいが、盗人にはなりたくねえ。」

「お天道様が見てござる。」

と、答えるのです。

銀蔵は、それ聞いてぼかんとしました。銀蔵は腕組みをしたまま考え続けました。

「そうか、お天道様か。」



と膝を打ちました。

その後、銀蔵は、手元に戻った金ではぼそと商いを始め、以前のような金貸しをすることはありませんでしたとさ。

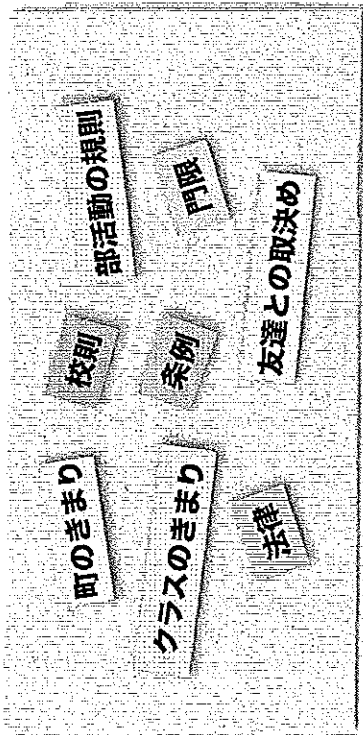
※注1 床几：教人掛けられる程度の横長に作った簡単な腰掛け台。

※注2 亥の刻：午後十時頃。

4 社会に生きる 一員として

- (1) 法やきまりを守り社会で共に生きる
- (2) つながりをもち住みよい社会に
- (3) 正義を重んじ公正・公平な社会を
- (4) 役割と責任を自覚し集団生活の向上を
- (5) 勤労や奉仕を通して社会に貢献する
- (6) 家族の一員としての自覚を
- (7) 学校や仲間に誇りをもつ
- (8) ふるさとの発展のために
- (9) 国を愛し、伝統の継承と文化の創造を
- (10) 日本人の自覚をもち世界に貢献する

法やきまりについて学んだこと



私たちの社会には、国で作られた法律、都道府県や市町村で作られた条例などがある。また、学校や学級のきまりを守って、学校生活を送っている。

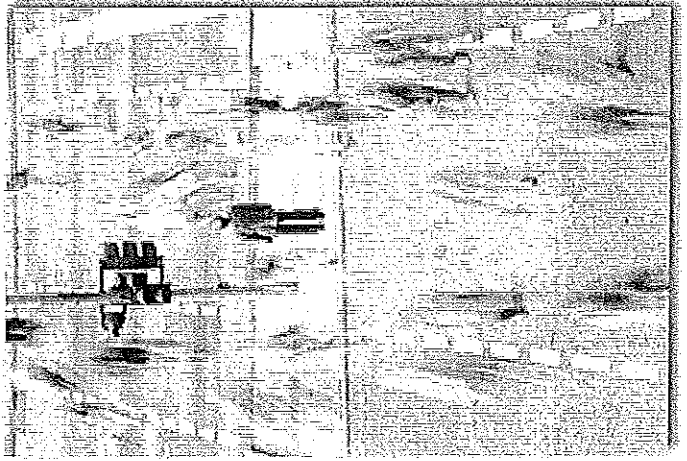
法やきまりは守らなければいけないと分かっているけど、忘れてしまったり、どこか反発したくなったりすることはなかっただろうか。

● 法やきまりについて学んだことや、生活のいろいろな場面で知ったこと、感じたこと、考えたことを書いてみよう。

人間は誰にでも、自由に幸せを求めて生きる権利がある。
しかし、ときとして、
自分の権利と他人の権利とが対立することがある。

私たちの社会は、
一人一人の支え合いがなければ、成り立たない。
そのため一人一人の権利を保障するとともに、
それぞれが果たすべき義務を明らかにしたり、
対立を未然に防いだり、解決したりする方法として、
法やきまりを生み出してきた。

法やきまりの意義を理解した上で、
互いに権利を尊重し、
安全で安心して暮らせる社会を実現するために、
一人一人が果たすべき役割を考えていきたい。

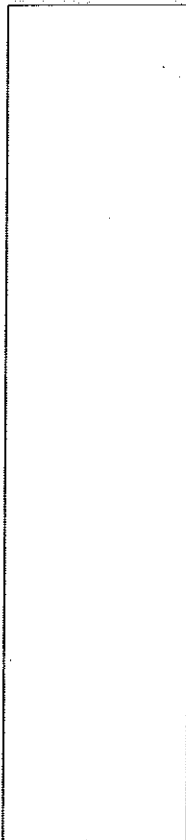
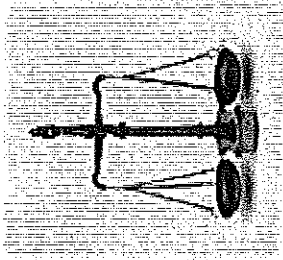


(1) 法やきまりを守り社会で共に生きる

権利と義務って何だろう

法やきまりは、人々の権利を守りみんなが社会を支え合うために、義務として「しなければならない」ことや、「してはならない」ことを定めている。

- 一人一人が義務を果たさなかったり、自分の権利と他人の権利が衝突したとき、きまりがなかったりしたら、どのようなことが起こるだろうか。身近な法やきまりを例に考えてみよう。

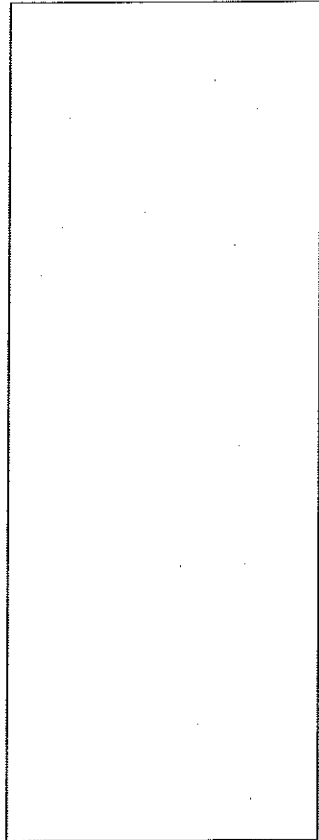


より良い社会を目指して

私たちの先人は、譬が快適に暮らせるための方法を話し合い、合意し、法やきまりとして定めてきた。そして、それを守ると同時に、時代の変化に応じて、より良いものに変えてきた。

法やきまりは、私たち自身のものであるという自覚をもち、しっかりと守った上で、より良いものに見直ししていくことも、私たちの大切な役割である。

- 私たちの身の回りのきまりについて、生活の変化に対応するために、見直すべきものがあるかどうかを話し合ってみよう。

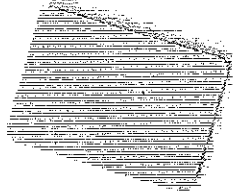


社会の秩序と規律

一つの種目のボールをめぐって、激しくぶつかり合うラグビー。みる者はグラウンドで展開される迫力と緊迫のゲームに興奮し、感動する。激しくボールを奪い合った選手たちがたつた一吹きホイッスルで攻防を解き、さっと二手に分かれる。ルールを守る姿と互いを尊敬し合う精神がここにある。



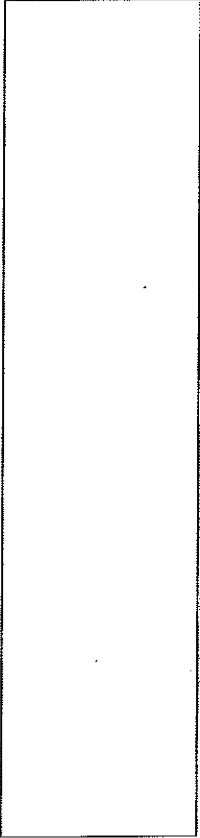
ルールがなければラグビーは単なるボールの奪い合いとなり、競技として成り立たないばかりか、観戦している私たちに感動を与えることもないだろう。ラグビーでも、バレーボールでも、サッカーでも、野球でも、これは、スポーツ競技全てに共通する。競技の中で、ルールは誰もが守るものと定められ、もしこれに反する行為があれば、罰せられる。



法やきまりの意義

法やきまりを破ったら、刑罰を受けるだけでなく、相手に対する償いをする責任を負う。また、そのことで自分や周囲の人のそれまでの生活が失われることもある。

- 法やきまりを守ることの意義について、考えたり話し合ったりしたことを書いてみよう。



saying

この人のひと言

義務心をもっていない自由は本当の自由ではない。

夏目漱石

■なつめ そうせき (1867~1916)
小説家。「坊っちゃん」「それから」など。

法律の規定に触れさえしなければ
何をやっても可いという思想ほど、
社会に迷惑をかけるものはない。

吉野作造

■よしの さくぞう (1878~1933)
民本主義を唱えた政治学者。

約束は必ず守りたい。
人間が約束を守らなくなると社会生活は出来なくなるからだ。

菊池寛

■きくち かん (1888~1948)
小説家。「父帰る」「悪魔の彼方に」など。

● あなたの見付けた言葉、考えたこと。

message

メッセージ

サッカーの審判員は時にカードを提示し犯れた試合となった
と、あなたも主審がカードを提示したような言われ方をされること
がある。

しかしサッカー国際主審である西村雄一さんは言う。

「カードをもらうようなことをしてしまっただけだと選手が感じ
られるように察することができれば、選手はフェアプレーの心を出し
出しプレーに集中してくれるはずです。ワールドカップでも、リ
ーグでも、予選の試合でもカードに相当する行為は無いので、同じ
ように対応する。そうすることでその選手が、未来の大
きな試合で同じような行為をカードをもらわなくなることになる
のですから、カードに相当する行為があったときには選手の年齢
やカテゴリーに関係なく、ちゃんとカードを提示することが選手の
ためにも大切です。」

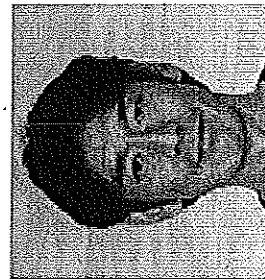
西村さんは2010年FIFAワールドカップ南アフリカ大会で
ブラジル対オランダという強豪国同士の一戦で主審を務め、さらに決
勝戦では一方のときに主審の代役を務める第四審判に抜擢された。

スポーツは、しばしば社会の縮図として例えられることがある。
守るべきルールがあり、それに反した行為は罰せられる。サッカーの
主審は違反行為かどうかを判断するが、罰則を与えるかどうかは
判断していない。「サッカーのルール」が違反に基づいて罰則を規定し
ていて、主審はそのルールを施行しているのだから。

「選手が守るべきルールは同じなので、プロであろうと、少年少女の
サッカーであろうと区別なく同じ対応をする。」

同時に西村さんは言う。

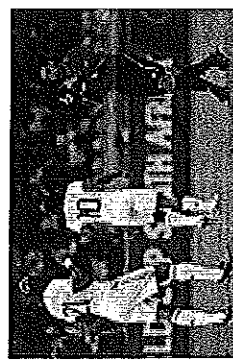
「その選手の人柄が悪いわけではありません。ただ、カードに相
当する行為をしてしまっただけ。罰則を与えられるのはその行
為であって、その人ではありません。」



西村雄一

ワールドカップでも、
リーグでもジュニアの試合でも、
カードに相当する行為に
違いはない。

● 東京都出身。サッカーのプロフェッショナルレフリー(PR)。
国際主審。小学校からサッカーを始め、指導をしていた子
供のチームが審判の職に就くことにより向けられ、悔しい
思いをしている子供たちを見て「選手の夢をかなえる審判
になる」と審判員の道を選び始める。◎会社員をしながら
アマチュアの試合で審判活動を開始、1999年に1級審判
員として登録。2004年にスズヤルレフリー(SR、現PR)。
2010年のワールドカップでは4試合の主審を務めた。



ワールドカップで主審を務める西村さん

西村雄一 (にしむらゆういち) 1972~

内容項目の指導の観点（小・中学校学習指導要領 解説 道徳編から）

●中学校学習指導要領（平成20年3月）

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること
(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

●中学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年9月）

全体的な理解	<p>社会があれば何らかのきまりがあり、法とはこの社会におけるきまりの一つである。この社会生活に秩序を与え、摩擦を最小限にするために、人間の知恵が生みだしたものが法やきまりであることや、社会の秩序と規律を守ることによって、個人の自由が保障されるということを理解することは大切である。また、社会生活の秩序と規律を維持するためには、一人一人が他人の権利を尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、自らに課せられた義務を確実に果たそうとする態度を育成することが重要である。権利ばかりを主張して、義務を遂行しなければ社会は維持できない。</p>
発達的な観点	<p>中学生になると、社会の仕組みもある程度理解できるようになってくるし、社会の中での人間としての生き方についての自覚も深まっていくので、法やきまりについてその意義を一層理解することができるようになる。確かな義務感と潔い正義感を身に付け、日々力強く生活している生徒も少なくない。しかし一方では、法やきまりに従えばそれだけでよしと考えたり、法やきまりは自分たちを拘束するものとして反発したりする生徒もいないわけではない。更に、自分の権利は強く主張するものの、自分の果たさなければならない義務をなおざりにする生徒も見かける。</p>
指導の着眼点	<p>指導に当たっては、法やきまりは自分たちの生活や権利を守るためにあり、それを遵守することの大切さについての自覚を促すことが求められる。法やきまりについての意義を十分にわきまえた上で、社会の秩序と規律を自ら高めていこうとする意欲を育てる指導が重要である。また、権利と義務との関係を、「私」と「公」とのかかわりや、社会における自分の立場、自分の利害得失に固執せずに社会をよりよくしようとする気持ちなどから考えるように指導することが求められる。つまり、社会生活の中で守るべき正義として法やきまりを大事にする心が、日々の実践に結び付いたとき、秩序と規律のある社会が実現されるということを生徒に理解させる指導の工夫が必要である。</p>

■参考：小学校学習指導要領（平成20年3月）

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	
第1学年及び第2学年	(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。
第3学年及び第4学年	(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
第5学年及び第6学年	(1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。